

選考資格に係る申告書

次のいずれかにチェックをする。

- ☐ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第６条第１項各号に規定する俸給表のうち、次の俸給表の適用又は準用を受ける職員としての実務の経験年数が通算して１０年以上の者
- ☐ 行政職俸給表(一) ☐ 税務職俸給表 ☐ 公安職俸給表(一) ☐ 公安職俸給表(二)
- ☐ 弁護士、弁理士、司法書士又は不動産鑑定士としての実務の経験年数が通算して１０年以上の者
- ☐ 銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合における実務の経験年数が通算して１０年以上の者
- ☐ 上記以外の者で法律に関する実務を経験した年数が通算して１０年以上の者（次の「法律に関する実務の経験」欄に所定の事項を記入する。）

(法律に関する実務の経験)

[illegible]

この申告書の記載事項は、事実と相違ありません。 申告者氏名 (印)

- (注) 1 記載しきれない場合は、適宜別紙を用いて差し支えありません。
2 経験年数は、採用予定日現在で記載してください。
3 この書面の記載に虚偽があったときは、任官後であっても免職になることがあります。

【記載例】

選考資格に係る申告書

次のいずれかにチェックをする。

- ☐ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項各号に規定する俸給表のうち、次の俸給表の適用又は準用を受ける職員としての実務の経験年数が通算して10年以上の者
- ☐ 行政職俸給表(一) ☐ 税務職俸給表 ☐ 公安職俸給表(一) ☐ 公安職俸給表(二)
- ☐ 弁護士、弁理士、司法書士又は不動産鑑定士としての実務の経験年数が通算して10年以上の者
- ☐ 銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合における実務の経験年数が通算して10年以上の者
- ☐ 上記以外の者で法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上の者（次の「法律に関する実務の経験」欄に所定の事項を記入する。）

(法律に関する実務の経験)

年	月	日	勤務先の名称	①具体的な勤務内容及び②当該勤務が「法律に関する実務」に該当すると考える理由（当該実務の経験年数）
(記載例)				
昭和〇〇	○	○	〇〇株式会社〇〇支店	①法人及び個人に対する貸付業務，②貸付審査において物件の調査 及び抵当権設定手続に関与した。（５年３月）
平成〇〇	○	○	〇〇株式会社本店	①債権管理業務，②民事執行の申立てに関する事務に関与した。 （６年０月）
法律に関する実務を経験した年数（通算）				１１年　　３月

この申告書の記載事項は、事実と相違ありません。 申告者氏名 (印)

- (注) 1 記載しきれない場合は、適宜別紙を用いて差し支えありません。
2 経歴年数は、採用予定日現在で記載してください。
3 この書面の記載に虚偽があったときは、任官後であっても免職になることがあります。